

随意契約結果(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	信太山青少年野外活動センター污水处理施設接触曝気槽内空気配管・散気管修繕		株式会社西原ネオ	1,911,600	平成31年2月15日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

信太山青少年野外活動センター污水处理施設接触曝気槽内空気配管・散気管修繕業務

2 契約の相手方

株式会社 西原ネオ

3 随意契約理由

当該污水处理施設は、下水配管が通っていない信太山青少年野外活動センター（青少年の家）から排水される汚水を流入させ、曝気攪拌し、生物処理のうえ放流するための施設であるが、経年劣化による部品の損傷等により、運転に支障をきたしていることから修繕を行うものである。

今回修繕を行う接触曝気槽内の空気配管及び散気管は、本施設の曝気攪拌能力を維持するために重要な役割を果たすものであるが、腐食等が進んでいることから、曝気攪拌能力が足りず、生物処理が不十分な状況であるため、取替・調整が必要となっている。

修繕後も従前と同等の性能を発揮させるためには、他の部品も含めた施設全体の仕様や構造を細部まで熟知していることが必要不可欠となっているが、本施設は、株式会社西原ネオの前身会社である西原ネオ工業株式会社により設計・製作されたものであるとともに、設置後も30年以上にわたり同社が継続して保守点検業務を行い、その中で同社が保有する設計当初の情報を基に部品の取替・調整・修繕などを実施してきた。

また、今回の修繕後も一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要であるが、他の業者が本修繕を履行し、施設に異常が発生した場合、その原因の特定が困難になり、責任の所在も不明確となるため、継続した保証を持たせることができない。

さらに、同社は施設の構造を細部まで熟知していることから、宿泊施設である信太山青少年野外活動センター（青少年の家）を臨時閉館することなく修繕実施することが可能である。

以上のことから本修繕を履行できる唯一の事業者である株式会社西原ネオと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（青少年企画）（電話 06-6208-8157）